

災害時の医療救護活動についての協定書

芝山町を甲とし、社団法人山武郡市医師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、芝山町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、甲の医療救護体制が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けた場合は、直ちに医師・看護師からなる医療救護班を編成し、現地の救護所又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

ただし、緊急やむをえない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、甲に報告し、その承認を得るものとする。

(医療救護班の業務)

第3条 医療救護班は、次の業務を行う。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 医療機関への転送要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認
- (5) その他医療に関すること

(医療材料品等)

第4条 医療救護班の活動に要する医薬材料品等については、原則として甲において、準備・提供するものとする。

(救護所の設置)

第5条 甲は、災害の態様により必要に応じて、避難所及び被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

(収容医療機関の選定)

第6条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費等)

第7条 第5条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

ただし、当該患者が費用を支払う事ができないと甲が判断したときは、甲において負担するものとする。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(医事紛争発生の際の措置)

第10条 この協定により実施した医療救護活動に関して、受診者等との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙と密接な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何の意思表示がないときは、さらに1年間この協定は更新され、以後は、この例によるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成24年3月13日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地

芝山町

芝山町長 相川勝重

乙 千葉県東金市東岩崎5-12

社団法人山武都市医師会

会長 田畑陽一郎

医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

芝山町（以下「甲」という。）と社団法人山武郡市医師会（以下「乙」という。）との間に、平成24年3月13日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の費用弁償）

第1 医療救護活動の従事者に対する報酬の額は、1回の出勤につき、次のとおりとする。

- ① 医師 21,700円
- ② 看護師 14,200円
- ③ 事務等 8,500円

2 医療救護活動の時間が4時間を超える場合は、次表の1時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職 種	1時間単価
医 師	5,400円
看護師	3,500円
事務等	2,100円

3 前1項及び2項における従事時間が午後5時から同10時まで及び午前5時から同9時までの場合は、前項に規定された1時間単価に100分の25を、また、午後10時から午前5時までの場合は、100分の50により算出した額を加算するものとする。

4 旅費の支給については、「職員の旅費に関する条例」（平成13年3月16日条例第5号）に準じて算出した額とする。

（医薬品等の実費弁償）

第2 医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合は実費とする。

2 救護所を設置した医療機関等において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第3 医療救護活動に従事したものが、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時の医療救護活動実施細目」第2条第2項の規定により損害賠償を行うものとする。

（防災訓練参加経費）

第4 防災訓練参加者に対する報酬の額は、次のとおりとする。

- ① 医師 17,400円
- ② 看護師 11,400円

③ 事務等 6,800円

2 旅費、医薬品等の実費弁償及び扶助費については、第1、第2及び第3の規定を準用する。

(未収金の処理)

第5 協定書第7条第2項に係る収容医療機関において医療費の未収が生じたときは、甲も未収金の処理解決に協力するものとする。

(その他)

第6 この覚書の有効期間は、平成24年3月13日から当該年度末の3月31日までとし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何の意思表示がないときは、さらに1年間更新されたものとし、以後は、この例によるものとする。

平成24年3月13日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地
芝山町
芝山町長 相川勝重

乙 千葉県東金市東岩崎5-12
社団法人山武都市医師会
会長 田畑陽一郎

災害時の医療救護活動実施細目

芝山町（以下「甲」という。）と社団法人山武郡市医師会（以下「乙」という。）との間に、平成24年3月13日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（医薬品及び衛生材料等の個人装備）

第1条 医療救護活動において使用する医薬品及び衛生材料等の個人装備品については、甲乙で協議するものとする。

（災害補償等）

第2条 協定書第9条第1項第1号により医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は甲が負担する。

2 甲が負担する扶助費は、「千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例」（昭和44年10月1日千葉県市町村総合事務組合条例第14号）の規定に準じて補償を行うものとする。

3 上記災害についての補償は、甲が実施する防災訓練中に発生したものについても適応するものとする。

（施設・設備補償）

第3条 協定書第5条により救護所を設置した医療機関等において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担するものとする。

（医事紛争発生 の責任）

第4条 協定書第10条における医事紛争のその後の処理及びすべての補償は、甲の責任においてこれを行い、乙又は医療救護活動に従事した者（以下「丙」という。）は、故意又は著しく重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

2 甲は、医事紛争において、乙又は丙が自ら処理し出損したときは、乙又は丙に、故意又は著しく重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。

3 乙又は丙が損害賠償等の訴えを提起された場合は、甲は訴訟参加等によって、当該乙又は丙に、全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した一切の費用は、甲が負担するものとする。

ただし、乙又は丙に、故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

(事故付随の損害補償)

第5条 協定書第10条における医事紛争に関連して、乙又は丙が医業上の損害を被った場合は、甲は、その損害を補償し、又はそのおそれのあるときは、防止するための措置を講ずるものとする。

ただし、乙又は丙に、故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

(費用弁償等の請求、報告)

第6条 乙は、協定書第9条の定めによる費用弁償等の請求、報告については、事後速やかに次により一括して乙が行うものとする。

- (1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」(様式2)及び「医療救護診療記録」(様式3)を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護班が携帯した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前第1号による様式に「医薬品・衛生材料使用報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護活動の従事者が、そのため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」(様式5)により報告するものとする。
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前第1号から第3号の定めを準用する。
- (5) 救護所を設置した医療機関等において、医療救護活動により生じた施設、設備の災害に係る実費弁償は、前第1号による様式に「物件損傷等報告書」(様式6)を添えて請求するものとする。
- (6) その他医療救護活動のため必要となる様式等については、「災害救助法施行細則」(昭和23年千葉県規則第19号)で定める様式を参考にして作成するものとする。

(費用弁償等の支払)

第7条 甲は、前条により請求、報告された実費弁償請求等の内容を調査し、適当と認めるときは、協定書第9条第2項による基準により算定した額を速やかに乙又は丙に支払うものとする。

(未収金の処理)

第8条 甲は、協定書第7条第2項により収容医療機関において、災害時の医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、支払義務者に対する調査のうえ支払不能の事情が判明した場合は、当該未収金につき支払義務者に代わって支払うものとする。

(協議)

第9条 この細目に定めのない事項及びこの細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

平成24年3月13日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地
芝山町
芝山町長 相川勝重

乙 千葉県東金市東岩崎5-12
社団法人山武郡市医師会
会長 田畑陽一郎